森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)小谷嘉市の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年3月27日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る日野郡日野町上菅字栩谷山 141-10 の土地について、森林 法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により行った保安林の指定施業要 件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 2 日付鳥取県告示第 176 号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日野郡日野町上菅字栩谷山 141-10
 - (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採を禁止する。
 - (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課